

2021年3月2日
全国港湾20発第76号

国土交通省 港湾経済課
課長 谷口礼史 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣
(公印略)

質 問 書

港湾運送事業法で定められている検数・鑑定・検量の行為に関わる、下記の質問について貴省の解釈を文書で明示していただきたい。

記

1. 国土交通大臣の許可を受けた検数事業者が、検数行為を許可事業者以外の事業者の下請させることはできないと理解しているが、国の見解も同様か。
2. 検数事業者が証明する貨物の数や状態などの事実確認は、検数事業者が雇用している労働者が行わなければならないと理解しているが、他の者へ下請させることはできるのか。

また、この事実確認は、検数事業者の常用労働者に加えて、指定事業体から派遣を受けた派遣労働者も行えると理解しているが、国の見解も同様か。

以 上